随意契約結果表

担当課名	上水道課		
案件名	ボトルウォーター製造業務		
案件の概要	災害用備蓄等のためのボトルウォーター製造業務委託		
随意契約の種類	○随意契約　　◉ 単独随意契約		
契約年月日	令和 5 年 11 月 13 日	契約の相手方	大円食品工業株式会社
契約金額	2,147,200 円　（うち消費税相当額　195,200 円）		
契約期間	契約を行った日 ～ 令和 6 年 2 月 28 日 まで		
随意契約とした理由	本業務は、水道事故や災害時においての備蓄用応急用水として活用するためのボトルウォーターを製造するものである。 今回製造するボトルウォーターは、長期保存が可能なアルミ製であり、三田の水を原料とするため市内で採水する必要があることから、近隣の事業者が望ましい。また、三田の水を使用して、アルミ製のボトルウォーターを製造できるのは、関西では大円食品工業株式会社だけであるため、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号（その性質又は目的が競争入札に適しないもの）により単独随意契約を行う。		
随意契約とした法令根拠	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定による。 （その性質または目的が競争入札に適しないもの）		